





県土の約7割を占める森林は、木材の供給はもとより、良質な水を蓄え、土砂災害を防ぐとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらし、安全で豊かな暮らしを支えています。



この豊かな森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、県では、平成22年度に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、県産材の生産基盤の強化や利用促進に取り組んできたほか、平成19年度に導入させていただいた「いしかわ森林環境税」による手入れ不足人工林の整備など、各種施策を推進し、着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら、戦後造成された人工林の多くが主伐期を迎え、主伐・再造林による森林資源の循環利用を一層進めていくことが重要となる中、依然として、林業の収益力や安全性の向上などが課題となっており、また、労働人口の減少に伴う担い手不足といった新たな課題も生じています。このため、今後、スマート林業の本格的な展開による省力化・効率化や、石川県産材ロゴマークを活用した普及啓発等による県産材の更なる利用拡大、森林環境譲与税を活用した「森林バンク制度」による適切な経営管理の推進などにも取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、県産材の生産と利用の拡大を軸に、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を実現し、林業と木材産業の発展に向けた好循環を生み出すため、今般、新たに「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021」を策定いたしました。

本ビジョンでは、10年後の県産材供給量を30万m³へと倍増させることを目標に、目指すべき姿として、「林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展」「木材産業の体制強化と県産材の利用拡大」「多様で健全な森林の管理・保全」「里山資源を活かした山村の振興」を掲げ、県民共有の財産である森林を健全な姿で未来の世代に継承できるよう、川上から川下までの総合的な取り組みを一層推進していくこととしています。

今後とも、市町をはじめ林業や木材関係団体、ボランティア団体等の全ての関係者と連携を密にしながら、本ビジョンを拠り所に、本県の森林・林業・木材産業の発展に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました森林・林業基本 問題検討部会や作業部会の委員の皆様をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げ ます。

> 令和3年3月 石川県知事 谷本 正憲

目 次

第	1章	ビジョン策定の趣旨	1
第	2章	前ビジョンで掲げた目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第	3章	森林・林業・木材産業の目指す姿と施策の方針	8
第	4章	目指す姿の実現に向けた現状の課題と推進する施策	14
		林業の魅力ある産業としての飛躍的な発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
		現状と課題 ······ 推進する施策 ······	14
	(2)	推進する他東 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
		現状と課題 ······ 推進する施策 ······ ···· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ·	24 28
		木材産業の体制強化と県産材の利用拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
		現状と課題 ····································	32 37
	(2)	県内の建築物の構造材や内装材として県産材が選択	4.4
		現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41 44
	3	多様で健全な森林の管理・保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
		現状と課題 ····································	47 55
	4	里山資源を活かした山村の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
		現状と課題 ····································	64 67
第	5章	地域別の推進方向	70
第	6章	資料編	82



ビジョン策定の趣旨



石川県の森林は、県土の68%を占め、木材等の産出はもとより、水源の涵(かん)養、土砂流出の防備、地球温暖化の防止などの多面的機能 1を有し、我々の生活に様々な恩恵をもたらす県民共有の財産である。

この豊かな森林を健全な形で次世代に引き継いでいくためには、中長期的な森林・林業・木材産業のあるべき姿を示し、その実現に向けて施策を展開していくことが必要である。このため、県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、各種施策を推進してきたが、策定から10年が経過し、この間、森林・林業・木材産業を巡る情勢は大きく変化している。

川上の森林・林業に目を向ければ、約10万haの人工林の成熟が一層進み、主伐期を迎えた森林は5割から7割へと増加している。しかしながら、長期的な木材価格の低迷等により森林所有者の経営意欲が減退し、林業経営を通じた主伐・再造林など資源の循環利用が進まず、県産材の供給量は目標に掲げた30万m³の約半分にとどまっている。

そのような中でも、林業の生産現場では、高密度の路網整備と高性能林業機械による作業システムが普及し、素材生産経費の削減が一定程度進んだほか、更なる素材生産経費や輸送経費の削減を目指し、コマツ等と連携したドローンやICT等を活用したスマート林業の技術開発や実証にも着手したところである。

制度面では、平成 23 年の森林法の改正で「森林経営計画制度」が創設され、森林施業プランナーによる提案型集約化施業² が定着しつつある。また、平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、経営意欲のない森林所有者の森林を市町に集積した上で、林業経営に適した森林は、「意欲と能力のある林業経営者」に経営を再委託し、林業に適さない森林は、市町自らが管理を行う、「森林経営管理制度」(いわゆる「森林バンク制度」)がスタートし、これに係る財源として「森林環境譲与税」の県及び市町への譲与が開始された。

こうした変化を踏まえると、林業はこれまでに経験したことのない大きな転換期を迎えていると言える。今こそ、森林バンク制度を活用した林業の経営規模の拡大やスマート林業の本格的な展開により林業収益力を大幅に向上させ、人工林資源の「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用と林業の魅力ある産業としての発展を実現する大きなチャンスである。

一方、林業経営に適さない森林においては、手入れ不足の人工林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されたことから、平成 19 年度に「いしかわ森林環境税」を導入し、県が主体となり、

¹ 森林が持つ国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する様々な働きを指し、「水源涵養」、「土砂災害防止/土壌保全」、「地球環境保全」、「生物多様性保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」のほか、木材生産を含む「物質生産」がある。

² 林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした施業提案書を提示し、施業の実施を働きかける手法。



強度間伐³等を進めた結果、約2万 haの手入れ不足人工林を解消した。令和元年度からは、市町が主体となり「森林バンク制度」と「森林環境譲与税」を活用し、手入れ不足人工林の整備を進めている。 平成29年度からは、「いしかわ森林環境税」を活用し、放置竹林の除去、里山における野生獣の出没を抑制する緩衝帯の整備が進められている。

また、地球温暖化の進行に伴い局地的な集中豪雨や山地災害の発生リスクが高まっていると言われており、平成25年度には国土強靱化基本法が制定され、県は、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」として、緊急的に整備を要する箇所での治山施設の老朽化対策や流木対策を進めた。令和2年12月には新たに「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」が策定され、今後も、山地災害危険地区での治山施設の整備、海岸防災林の整備や治山・林道施設の機能強化・老朽化対策等を加速していくことが求められている。

川中の木材産業においては、CLT(直交集成板)や不燃木材の製造施設が新たに稼働し、合板工場では国産針葉樹への原料転換が一層進んだ。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度や県、コマツ、石川県森林組合連合会による「林業に関する包括連携協定」に基づくコマツ粟津工場の木質バイオマスボイラーが稼働した。これらにより県内の木材需要量は 1.5 倍の 40 万 m³ に拡大した。

川下では、令和元年度から、「いしかわ森林環境税」の使途を見直し、一定量の県産材を使った住宅や県産材利用の模範となる民間施設への助成等の県産材の利用促進対策を拡充・追加した。

平成30年6月には「石川県県産材利用促進条例」が制定されるなど、県下全域で県産材利用の機運が醸成されつつある。

こうした情勢の変化を踏まえ、本県の森林を健全な形で次世代に引き継ぎ、林業及び木材産業を将来にわたり持続的に発展させていくためには、新たな森林・林業・木材産業の目指すべき将来の姿と その実現に向けた今後の施策の方針を示すことで、関係者による具体的な取り組みを促していくこと が必要である。

このような認識の下、県のみならず、市町、森林所有者、林業や木材産業の関係者など、森林・林業・木材産業に関わる全ての人々の指針となるよう、新たな「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021」を策定することとした。

なお、本ビジョンは、令和 12 年度(10 年後)を目標年度とするが、今後の森林・林業・木材産業や社会情勢の変化等に適切に対応する必要がある場合は、概ね 5 年後を目途に見直しを行うこととする。

³ 通常の間伐の2倍にあたる 40% ~ 50% の本数を一度に伐採する間伐。

前ビジョン策定後の10年間の主な出来事

平成 22 年 10 月	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行		
平成 23 年 4 月	森林法の改正(森林経営計画制度の創設(H24.4 施行))		
平成 23 年 4 月	森林管理・環境保全直接支払制度の創設		
平成 24 年 4 月	いしかわ森林環境税の第2期の開始		
平成 24 年 7 月	再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設		
平成 24年 9月	生物多様性国家戦略 2012-2020 の閣議決定		
平成 25 年 4 月	石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例(水源地域保全条例)の施行		
平成 25 年 12 月	国土強靭化基本法の施行		
平成 26 年 2 月	県、コマツ、石川県森林組合連合会 3 者による「林業に関する包括連携協定」 の締結		
平成 26 年 4 月	森林総合監理士4の登録開始		
平成 27 年 5 月	全国植樹祭の開催(小松市木場潟公園)		
平成 27年 12月	国際連合気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)におけるパリ協定の採択		
平成 28 年 5 月	地球温暖化対策計画の閣議決定		
平成 28 年 5 月	森林法の改正(林地台帳制度5の創設(H29.4施行))		
平成 29 年 4 月	いしかわ森林環境税の第3期の開始		
平成 29 年 5 月	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行		
平成30年6月	石川県県産材利用促進条例の施行		
平成30年12月	気候変動適応法の施行		
平成 30 年 12 月	「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の閣議決定		
平成31年4月	森林経営管理法の施行 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行 いしかわ森林環境税の使途見直し(県産材利用促進対策を開始)		
令和2年12月	「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の閣議決定		

⁴ 森林・林業に関する専門的かつ高度な知識や現場経験等を有し、市町村行政や森林施業プランナー等の支援を行う人材。

⁵ 市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を記載した「林地台帳」を作成し、その内容の一部を公表する制度。森林の位置や地番の確認を行いやすくして保有森林への関心を高めるほか、森林所有者による林地台帳情報の修正申出を喚起するため、林地台帳の一部及び台帳に付帯する地図を公表(公表することにより個人の権利利益を害するものを除く。)。また、地域の森林整備の担い手による集約化の取組を促進するため、同一の都道府県内で森林経営計画の認定を受けている林業経営体等に対しては、情報提供が可能。